

愛岐ヶ丘自治会入居要綱及び入会届

愛岐ヶ丘に入居される皆さまへ

愛岐ヶ丘自治会
自治会長 山田 直幸

この度は、愛岐ヶ丘にご入居いただき誠にありがとうございます。愛岐ヶ丘を終の棲家として、末永く平穩に・幸せに暮らしていただけますよう、心よりお祈り申し上げます。

さて、ご入居に際しまして、全ての皆さまに、入会届をご提出いただき、自治会への入会をお願いしております。

つきましては、下記の諸事項をご確認いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 入居日	年 月 日	
2. 入会金	10,000 円	* 返却しません。
3. 自治会費	13,200 円／年 (1,100 円／月)	* 年度の途中で入会された場合は、月割りでお支払いいただきます。 なお、次年度からは、銀行預金口座振替により、毎年6月に1年分を一括払いしていただきます。
4. その他	*自治会規約及び細則による。	

令和 年 月 日

愛岐ヶ丘自治会入会届

愛岐ヶ丘自治会会長 殿

私は、上記の諸事項を確認し、愛岐ヶ丘自治会に入会いたします。

丁目 番地 氏名

自治会環境維持規則

1. 団地内で生活するうえで、皆が思いやりの精神を生かして、過ごしやすい環境を維持することを目的に申し合わせを定めています。
2. 騒音に関して十分な配慮をし、特に夜間については、音を出さないように注意してください。
 - (1) 「夜間」の時間帯は次の通りとします。
 - ①夏季（5月～11月）午後9時～翌日の午前8時
注）近年の高温に対処し、作業者の健康面に配慮したものです。
 - ②冬季（12月～翌年の4月）午後9時から翌日の午前9時
 - (2) 上記時間帯は、次のような騒音の発生について、特に注意してください。
 - ①ピアノ等の楽器の演奏
 - ②新築、改築、改装等の工事（契約時に業者と十分説明してください）
 - ③機械を使用する草刈り等の作業音
 - ④その他近所の迷惑にならないように静かに行うよう注意してください。
 - ・雨戸の開閉、戸外での話
 - ・冬場の車のアイドリング等
3. 犬・猫等のペット類を飼育する場合は、必要に応じて市に登録し、排せつ物・無駄吠え・放し飼い等に十分な注意を払い、条例に基づき責任を持って管理してください。
4. 保有台数分の駐車場を確保し、団地内路上への長時間駐車をしないようにしてください。
5. ゴミの処理については、可児市より指定されたそれぞれのゴミ袋を使用して、丁目、番地、氏名を記入し、決められた曜日、時間に所定の場所に出してください。
6. 除草剤の使用は、禁止します。やむを得ず、自宅敷地で使用する場合は、周囲の人に知らせてください。
7. その他
 - (1) 植栽の剪定を適宜行い、道路や隣接の敷地にはみ出さないようにお願いします。
 - (2) 敷地内や空地での焼却は一切禁止です。
 - (3) バーベキュー等についても近所への配慮をお願いします。
 - (4) 自治会規約・細則を順守いただきますようお願いいたします。

以上

(注) 作成日不明の自治会内規を全面的に見直し、自治会環境維持規則とした。